

第8回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会	資料6
平成21年2月24日	

今後の保育制度の姿(案)

第21回(H20.12.16)に提示した「新たな保育の仕組み」案からの変更点

(変更点:下線部分)

	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	(案)
保育制度のあり方に関する基本的考え方	<p>○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、財源が不十分であるだけでなく、制度に起因する問題もある。</p> <p>○ 財源確保とともに、現行制度について必要な改革を行うべき。</p>	<p>※以下を追記。</p> <p>○ 今後の保育制度の姿の検討に際しては、良好な育成環境の保障を通じたすべての子どもの健やかな育ちの支援を基本とすべき。 保育の「量」にはスピード感ある抜本的拡充が必要であるが、「質」の確保された「量」の拡充が必要であり、そのため中期プログラムを踏まえた財源確保が不可欠。</p> <p>○ 保育は、住んでいる地域にかかわらず、我が国の保育を必要とするすべての子どもに保障されるべきもの。子どもの健やかな育成は、「未来への投資」として、国が責任をもって取り組むべきものであり、保育の保障のために、行政(とりわけ住民に身近な市町村)が果たす役割・責任は大きく重要。財源確保とともに、国・地方を通じた公的責任の強化が図られるべき。</p>

1 保育の必要性等の判断

(1) 基本的仕組	<p>○ 市町村が、</p> <p>① 保育の必要性・量</p> <p>② 優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭、虐待等)かどうか</p> <p>を判断。</p> <p>※ <u>保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは独立して判断を実施。</u></p> <p>→ <u>客観的に必要性が判断された者に対する例外ない受給権付与により、需要も明確化。</u></p> <p>※ 保育所に応諾義務(正当な理由なく拒んではならない)と、優先的に利用確保されるべき子どもの優先受入義務</p>	<p>※以下のように修正</p> <p>※ <u>保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは独立して判断を実施し、その旨の認定証明書を交付するとともに、認定者の登録管理、待機児童(認定を受けたにもかかわらず質の確保された公的保育が受けられていない者)に係る情報開示を行う仕組みとする。</u></p> <p>→ <u>需要を明確化するとともに、客観的に必要性が判断された子どもについて、公的保育を受けることができる地位を付与。(例外ない保育保障)</u></p> <p>※以下を追記。 ※母子家庭等については、優先的な利用確保その他配慮が必要。</p>
(2) 判断基準の設定	<p>○ 給付対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の基本的事項については国が基準を設定。(その上で、地域の実情に応じた基準の設定を可能に(人口減少地域での子ども集団の保障、きめ細かな判断基準等))</p>	<p>※保育対象範囲と修正。</p>

1 保育の必要性等の判断（続き）

	<p>新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)</p>	<p>(案)</p>
<p>(3) 判断基準の内容 (給付対象範囲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労を理由とするものについては、以下のとおり整理。 <ul style="list-style-type: none"> ・短時間就労者に対しても就労量に応じた必要量を判断。 ・昼間の保育を基本としつつ、早朝・夜間など時間帯にかかわらず必要量を判断。 ・求職者に対しても必要性を認める。 ○ 就労以外の事由(同居親族の介護、保護者の疾病・障害等、虐待事例等)についても保障。 ○ 同居親族の有無を問わず必要性を認める。 ○ 専業主婦家庭に対しても一定量の一時預かりを保障。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭、虐待事例等)に加え、需要が供給を上回る地域における対象者間(例：フルタイム勤務者と短時間勤務者)の優先度の判断の必要性の有無・方法等についてさらに検討。 ※ 短時間勤務者など定期的・短時間利用や、不定期勤務者について、フルタイム利用と受け皿を別とすかどうかは、基本的に個々の事業者の判断と考えられるが、新たな給付類型を設けるかどうかさらに検討。 ※ 専業主婦家庭など不定期・一時的利用については、就労者など定期的利用とは、別の受け皿とすることを基本とし、一時預かりとして保障。 ※ 保護者が非就労である障害児については、障害者施策との関係も含め、さらに検討。 	<p>※保育対象範囲と修正。</p> <p>※不定期な利用と修正。</p> <p>※以下を追記。 ※兄弟姉妹のいる場合に対する配慮について、ニーズを踏まえ、さらに検討。</p>
<p>(4)給付上限量</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ごとに、給付上限量(時間)を、例えば週当たり2～3区分程度で判断。 ○ 働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間を考慮し、さらに検討。 <p>※ 当該時間を超える利用(超過勤務等に伴う利用)に対する財政支援のあり方についてはさらに検討。 ※ 給付上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討。</p>	<p>※「給付上限量」を「保障上限量」と修正。 ※以下のように修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ごとに、保障上限量(時間)を、例えば週当たり2～3区分程度を月単位で判断。 ○ 働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間、また、子どもの生活の連続性等に配慮した適切な保育を行う観点を考慮し、さらに検討。

1 保育の必要性等の判断（続き）

	<p>新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)</p>	(案)
<p>(5)優先的に利用確保されるべき子どものための仕組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優先的に利用確保されるべき子ども（母子家庭・虐待事例等）については、市町村が保育の必要性・量の判断と併せ、優先度を判断。 ○ 保育所に、応諾義務（正当な理由なく利用を拒んではならない）を課すとともに、優先的に利用確保されるべき子どもから、受入れを行う優先受入義務を課す。 ○ 虐待事例など、保護者の自発的な利用申込みが期待できないケースについては、市町村が保育の利用申込みの勧奨等により意思決定を補佐するとともに、必要な場合は児童養護施設等への措置を実施。 （こうした市町村としての公的関与の中で、虐待事例等について、関係機関が連携する市町村の支援のネットワークに適切につないでいく仕組みが必要。） <p>※ 低所得者、障害などを理由に、事業者の不適切な選別により、サービス利用ができなくなることがないように、公正な選考を保障する仕組みについて、さらに検討。</p> <p>※ 優先的に利用確保されるべき子どもが緊急的に生じた場合の受け皿の確保策についてさらに検討。</p>	
<p>(6)「欠ける」という用語の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「保育に欠ける」という用語について、例えば「保育を必要とする」など、今後の保育制度の姿にふさわしいものに見直すこととする。 	

2 保育の提供の仕組み

	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	(案)
(1)利用保障の 基本的仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客観的に必要性が判断された者に、<u>受給権を例外なく付与。</u> ○ <u>市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用支援(利用調整等)からなる実施責任を課す。</u> 	※以下のように修正。 <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>客観的に必要性が判断された子どもについて、公的保育を受けることができる地位を付与。(例外ない質の確保された公的保育の保障)</u> ○ <u>市町村に、保育を必要とする子どもに質の確保された公的保育が着実に保障されるための実施義務(以下の内容)を法制度上課す。</u> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>客観的に保育の必要性が判断された子どもについて、質の確保された公的保育を受けることができる地位を付与(例外ない質の確保された公的保育の保障)。</u> 2. <u>質の確保された公的保育の提供体制確保義務(保育の必要性の認定を受けた子ども数を勘案し、整備計画の策定・実行等を通じ、着実に質の確保された公的保育を保障しうるだけの地域の提供基盤を整備すべき義務。また、最低基準・保育指針等に係る指導・監督、研修の実施等)</u> 3. <u>利用支援義務(利用調整、利用者と保育所における円滑な公的保育契約の締結及び履行に関する支援)</u> 4. <u>保育の費用の支払い義務</u>
(2)利用方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村-利用者、市町村-保育所間の関係・適切な関与に加え、利用者が保育所と受給権に基づく公的契約を結び、より向合う関係に。【新たな三者関係】</u> <p>※ 利用者の保育所への申込み手続や、保育所の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の関与や、第三者も含めたコーディネート等の仕組みについてさらに検討。</p>	※以下のように修正。 <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村か、利用者と保育所に対し、上記1～4の公的責任を果たす三者の枠組みの中で、利用者が保育所と公的保育契約を結びより向合う関係に【新たな三者関係】</u>
(3) 利用者の手続負担 や保育所の事務負担 に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>利用者の申込み手続や、事業者の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の一定の関与(利用調整等)や、第三者によるコーディネートの仕組みについて、さらに検討。</u> 	5

3 参入の仕組み

	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	(案)
(1)参入の基本的 仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客観的基準を満たす事業者は、給付対象とする仕組みとする。 【客観的基準による指定制】 	<p>※以下のように修正。</p> <p>○ 質の確保された保育所のスピード感ある拡充が図られるよう、市町村が保育の費用の支払い義務を負う対象となる保育所の判断は、最低基準により客観的に行われる仕組みとする。このため、客観的基準（最低基準）による指定制を基本としつつ、検討する。</p>
(2) NPO法人 等に対する 施設整備補助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設整備費（減価償却費）については、運営費に相当額を上乗せを検討。 ○ 集中的な整備を促進するための補助や、経過期間における改修費用等の補助は維持。 	<p>※以下のように修正。</p> <p>ただし、集中的な整備を促進するための補助や、経過期間における改修費用等の補助は維持。</p> <p>・ 憲法第89条の問題や社会福祉法人の特性を考慮。</p>
(3)運営費の 使途制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他制度の例も参考に見直し。 ※ 社会福祉法人会計基準の適用については、指導監督の適切性が確保できるかどうか等の観点も含め、引き続き検討。 ※ 株式配当の可否等について、事業運営の安定性確保、保育事業以外への資金の流出の妥当性等の観点も含めさらに慎重に検討。 ※ 保育士の処遇へ与える影響について、さらに検討が必要。 	
(4)多様な提供主体の 参入や、量の抜本的 拡充に際しての 「質」の担保・指導 監督	<ul style="list-style-type: none"> ○ 突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難となることのないような措置（指定の際の基準のあり方、公的関与のあり方、事業者に対する監査のあり方等）について、さらに検討。 ○ また、公費による給付の適正性を確保するための方策のあり方についても、併せて、さらに検討する必要がある。 	

4 最低基準、5 費用設定、6 給付方式

	<p style="text-align: center;">新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)</p>	<p style="text-align: center;">(案)</p>
<p>4 最低基準</p>	<p>○ 客観的基準を満たす事業者を給付対象とし、保育の質を確保。</p>	<p>※「客観的基準(最低基準)」、「費用の支払いの対象」と修正。</p>
<p>5 費用設定</p>	<p>○ 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の価格(公費による補助額+利用者負担額)を公定。【公定価格】</p> <p>※ 付加的サービスについての価格設定等の取扱いについて、さらに検討。</p>	<p>※以下を追記。</p> <p>○ 利用量(実利用量ではなく必要量)に応じた月額単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮。</p> <p>○ 利用者負担のあり方については、所得に対する十分な配慮を基本に、今後、具体的なあり方を検討。また、利用者負担の水準の決定は、国の定める基準の下、所得を把握しうる市町村において行うものとする。</p>
<p>6 給付方法 (補助方式)</p>	<p>○ 市町村が利用者に対する給付義務を負うが、実務上は市町村が保育所に対して支払い(代理受領)。利用量(必要量)に応じた単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮。</p> <p>○ 保育料徴収は、保育所が行うことを基本としつつ、未納があっても子どもの保育が確保されるよう、また事業者への影響に配慮した方策(市町村の関与等)をさらに検討。</p>	<p>※以下のように修正</p> <p>「6 費用の支払い方法</p> <p>○ 市町村が保育の費用の支払い義務を負う。</p> <p>○ 保育料(利用者負担)の水準の決定は、国の定める基準の下、所得を把握しうる市町村において行うものとする。</p> <p>○ 保育料徴収については、選択者(保護者)と最終利用者(子ども)が異なるという保育の特性を踏まえ、未納があっても子どもの保育が確保されるよう、また、保育所における徴収事務体制がないこと等の課題を踏まえ、具体的な方策(市町村と保育所の役割等)をさらに検討。</p>

7 認可保育所の質の向上

	<p style="text-align: center;">新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)</p>	(案)
<p>最低基準のあり方</p>	<p>○ 地域によって子どもに保障される保育の質が異なることはあってはならず、最低限の水準を確保すべき。</p>	
<p>保育の質の具体的な向上</p>	<p>○ 子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育を直接受ける子どもの視点をいかに担保できるかという視点に立って、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要。 その上で、保育の質を考える上では、子どもとともに親が成長することの支援、子どもと親が地域社会とのつながりを強める場としての機能、保護者と保育所がともに子どものことを考える環境、保護者の満足感等の視点も重要。</p> <p>○ 認可保育所は、保育を必要とする子どもの健やかな育ちを支援する場の要であり、今後とも、その「質」を確保しながら「量」の拡充を図っていくことが必要。</p> <p>○ 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高まり等に対応した保育の質の向上(職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等)について、<u>財源確保と併せさらに検討。</u> ※ 保育の実施に責任を有する市町村が保育所の質の確保のために取り組むことや第三者評価も含めた各保育所の運営の検証・評価の取組を進めることなども重要。 ※ 保育の質の維持・向上のためには、行政による監査の徹底・強化、保育士と子どもとの間の安定的関係の観点から離職率といった点を把握・点検できる仕組み、保育士の職場環境が変わる中実際の保育現場で実践できる保育士の育成・研修、保育士の特性と能力を最大限発揮するための職場のマネジメントなども重要。</p> <p>○ 施設長や保育士に対する研修の制度的保障の強化や、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み(専門性ある保育士や、現場の保育士を指導助言する役割など)について、また、研修の受講を可能とするためにも配置基準の見直しについて、<u>財源確保と併せさらに検討。</u></p> <p>○ さらに、実務経験と研修受講を通じステップアップした者の配置に関しては、給付において評価する等により、処遇改善を併せて進めていくことについて、<u>財源確保と併せさらに検討。</u> ※ 量の抜本的拡充を進めるに当たり必要な保育士の計画的養成につき、さらに検討。 ※ 研修の制度的保障の強化に当たっては、認可保育所のみならず、認可外保育施設まで含め、地域内のすべての保育従事者に対して行うものとする方向で、さらに検討。</p>	<p>※以下のように修正。 「子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育を直接受ける子どもの視点をいかに担保できるかという視点に立ち、新しい保育所保育指針に示された保育を真に実現するために、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要。その上で～(以下略)。」</p> <p>※「財源確保とともに、さらに詳細を検討。」と修正。</p> <p>※「財源確保とともに、さらに詳細を検討。」と修正。</p> <p>※「費用の支払いにおいて評価」と修正。</p> <p>※「財源確保とともに、さらに詳細を検討。」と修正。</p>
<p>保育の質に関する継続的な検証の仕組みの構築</p>	<p>○ 保育の質が子どもの育ちに与える影響等について、科学的・実証的な調査・研究により、継続的に検証を行っていく仕組みを構築する。</p>	-

8 認可外保育施設の質の引上げ

	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	(案)
認可外保育施設の質の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低基準を満たした施設を給付対象とすることを基本。 ○ 認可外保育施設を現に利用している子どもを含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、一定期間の経過的な財政支援（最低基準到達支援）が必要。 ※ どの水準の施設まで経過的な最低基準到達支援の対象とするかはさらに検討。 ※ 無資格の従事者が業務に従事しながら資格取得を図れる仕組みを含め、認可外保育施設の従事者に対する研修のあり方等をさらに検討。 ※ 最低基準を満たす保育の量の拡充や、認可外保育施設の経過的な最低基準到達支援を行ってもなお、給付対象サービスのみでは需要を満たし得ない地域における利用者間の公平性の確保の方法については、さらに検討。 ○ 認可外保育施設の質の確保・向上に向けて、都道府県の指導監督の強化とともに、地域内のすべての保育従事者を対象とした研修の実施や、地域内の認可保育所や子育て支援に関わる者とのネットワーク形成など、市町村と連携した取組をさらに検討。 	※「費用の支払いの対象」と修正。
小規模サービス類型の創設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭的保育（保育ママ）事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設。（※必要な基準等については、さらに検討。） 	
早朝・夜間保育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 早朝・夜間帯の保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討。 	

9 地域の保育機能の維持・向上

	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	(案)
小規模サービス 類型の創設	○ 家庭的保育(保育ママ)事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設することにより、人口減少地域における生活圏域での保育機能の維持を図る。(※必要な基準等については、さらに検討。)	※以下のように修正。 人口減少地域における生活圏域での保育機能の継続的維持を図るため、以下が必要である。 ○ 家庭的保育(保育ママ)事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設する。
多機能型の支援	○ 人口減少地域において、保育所が、地域子育て支援拠点や児童館、放課後児童クラブなどの役割を併せて担う「多機能型」を支援することにより、地域の子育て支援の拠点として、また、地域社会の核としての役割を果たすことを支援する。(※必要な基準等については、さらに検討。)	
人口減少地域における保育機能のあり方	○ 人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきた機能のあり方について、認定こども園の活用も含め、さらに検討。	※「認定こども園の活用等」と修正。

10 多様な保育サービス

	<p style="text-align: center;">新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)</p>	<p style="text-align: center;">(案)</p>
<p>休日保育 夜間保育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。 { 客観的に必要性が判断された者に、 受給権を例外なく付与（保育の給付義務） } { 市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用調整等の支援からなる実施責任を課す。 } ○ 曜日や時間帯を問わず、個人に必要な保育量が認められ、受給権が付与される仕組み。（裁量性のない指定制。） ※ 利用者が限られ、需要が分散していることにかんがみ、市町村による計画的な基盤整備の仕組みをさらに検討。 ※ 児童人口が少ない等により、市町村単位では需要がまとまらない地域における実施方法について、さらに検討。 ※ 夜間保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討。 	<p>※2（1）・3（1）に準じて修正。</p> <p>※以下のように修正。 ※ 利用者が限られ、需要が分散しているために、各保育所単位でニーズに対応することには限界があることから、市町村において、質の確保された公的保育の保障の責務の一貫として、計画的な基盤整備を行う仕組みをさらに検討。</p>
<p>延長保育 特定保育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的枠組みは休日・夜間保育と同じ。 （就労量に応じ、保育の必要量が認められることに伴い、連続的にサービス保障がなされる。） ○ 延長保育については、利用者ごとに、<u>給付上限量（時間）</u>を、例えば週当たり2～3区分程度で判断。働き方の見直しと同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間を考慮し、さらに検討。 ※ 当該時間を超える利用（超過勤務等に伴う利用）に対する財政支援のあり方についてはさらに検討。 ※ 延長保育利用者が少ない場合に、ファミリーサポートセンター等を含め、子どもにどのように最適な保育を提供していくか、さらに検討。 ※ 給付上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討。 	<p>※以下のように修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 延長保育については、利用者ごとに、<u>保障上限量（時間）</u>を、例えば週当たり2～3区分程度を<u>月単位</u>で判断。 ○ <u>働き方の見直しと同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間、また、子どもの生活の連続性等に配慮した適切な保育を行う観点</u>を考慮し、さらに検討。 <p>※保障上限量と修正。</p>

10 多様な保育サービス（続き）・11 情報公表・評価の仕組み

	<p>新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)</p>	<p>(案)</p>
<p>小規模なサービス類型の創設</p>	<p>○ 家庭的保育（保育ママ）事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設。（※必要な基準等については、さらに検討。）</p>	
<p>病児・病後児保育</p>	<p>○ 事業者参入に関し、裁量性のない指定制を導入。 ○ 実績を評価しつつ、安定的運営も配慮した給付設定を行う。</p> <p>※ 働き方の見直しを同時に進めていく必要。</p> <p>※ 子どもの健康・安全が確保される水準の保障とともに、利用しやすい多様なサービスの量の拡充に向けた仕組みをさらに検討。</p>	<p>以下のように修正 ※ 病児・病後児保育の検討に際しては、子どもの視点で検討を進めることが必要であり、働き方の見直しを同時に進めていく必要。</p>
<p>情報公表・評価の仕組み</p>	<p>○ 利用者のより良い選択、情報の公表を通じたサービスの質の確保・向上等に向け、職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報について、事業者自身による情報公表の仕組みとともに、公的主体が事業者からの情報を集約して、客観的にわかりやすく情報提供する仕組みを制度的に位置づけ、具体化していくことを検討</p> <p>○ 第三者評価については、質の向上を図るための重要な仕組みであり、評価機関の水準の向上や評価項目のあり方、受審促進の方策等、より実効ある制度となるよう、さらに検討。</p>	<p>以下を追記。 ※ 保育の情報公表の仕組みの具体化等に際しては、質の確保された公的保育であるか否かが利用者にとって明確に判別できるための方法について、さらに検討。</p> <p>以下のように修正 ○ 保育所保育指針に盛り込まれた保育の内容等の自己評価の着実な推進が重要であり、その際、より良い自己評価のために意義を有する第三者評価についても、質の向上を図るために重要な仕組みであり、評価機関の水準の向上や評価項目のあり方、受審促進の方策等、より実効ある制度となるよう、さらに検討。</p>

	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	(案)
11 今後の検討		<p>※以下を新規記載。</p> <p>○ なお、「新たな保育の仕組み」の検討過程においては、保育関係者より、以下の意見が示されている。今後のさらなる検討の際には、こうした意見も考慮しながら検討を進めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料の軽減（緩和）を実現すべき。 ・ 定員別保育単価（月額単価）を維持すべき。 ・ 小規模園の定員定額制を導入すべき。 ・ 保育時間（8時間）と開所時間（1.1時間）の乖離の問題について検討すべき。 ・ 障害児保育が一般財源化されていることからくる市町村の取組格差の問題を検討すべき。